

第11日目(6月22日)

議長(松原良道君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 ここで牧野 晶君より発言を求められておりますのでこれを許します。

牧野 晶君 6月20日の会議における私の発言のうち、次の部分を取り消したいので議会において許可されますよう、会議規則第65条の規定により申し出ます。20日の私の一般質問冒頭ですが、お手元に資料が配付されておりますが、私としては「議会人として議員として」と言おうとしたのですが、言葉足らずな点がありまして「……」というふうな発言をしてしまいました。この部分の取り消しをよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、牧野 晶君から6月20日の会議における発言について会議規則第65条の規定によってお手元に配りました発言取り消し申し書に記載した部分を取り消したいと思いますが、お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって牧野 晶君から発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第1、一般質問を続行いたします。

質問順位18番、議席番号3番・宮田俊之君。

宮田俊之君 皆さんおはようございます。冒頭に、多くの同僚議員から今議会で触れられていた件ではありますが、NHK大河ドラマに決定いたしました直江兼続公についてです。このNHK大河ドラマ化に関しまして、1年以上の取り組みをなさっておられた皆様方に本当に感謝いたします。

自分がまだ学校を卒業して仕事に就いた頃に、このNHK大河ドラマ化推進についてのメッセージを社有車に貼るなどしておられた印刷屋さんなどの熱意を思い出しました。結果が出る時期を考えず継続して運動してこられた関係者の皆様、本当におめでとうございませう。自分も観光分野に携わる者として、最大限このたびの快拳が地域に役立てることができるよう努力するとともに、議員として、こういう長期に将来を見据えた活動の大切さを痛感しております。

では通告にしがいまして質問させていただきます。

1 塩沢中学校屋外環境整備(グラウンド)工事並びに当該地域の学校給食のありかたについて

当市も少子高齢化の続く中で、小学校・中学校の教育環境整備については、市財政と密着しております。この学校給食をも含む教育環境の整備計画には、具体的な子どもたちの出生数やこの予想、また学年ごとの推移に基づいたしっかりとしたビジョンを示したうえで、検

討また学区学校再編に関する検討を市民の皆さんにお願いするのが私は賢明だと考えます。そのためにはある程度の予算的な枠を示したうえで、地域審議会や学校給食運営委員会に諮問する方が、市執行部との建設的な議論ができるものと考えております。

また私は本市が、新潟県の学校耐震化率42パーセントと47都道府県の中で36位と低迷しておりますの中で、真っ先に南魚沼市は学校校舎また体育館の耐震工事を行っており、大変頼もしいことと考え高く評価もいたしております。

その中で具体的にお答えいただきたいのが、塩沢中学校のグラウンドに対する改修工事についてです。塩沢地域の全域7つの小学校からすべての児童が一同に集まっているため、大変多くの市民の方から関心が高まっております。市の総合計画にも示されているために、この整備に関していつどのような予算規模で、どのような改善を図るのかをお答えいただきたいと思っております。

また、同中学校と塩沢小学校の給食体制についても、教育現場での環境整備としては関連した内容であり、将来的には学区の再編問題も絡んでいます。また、今ある給食センター方式の外部委託の検討などにも関係があるため、給食施設改修や学校再編の検討それぞれがバラバラに回答または答申を行っても予算的な整合性が取れるかどうかの疑問が残ります。なぜならそれぞれの歴史や良さを残そうとすれば、経費的な議論は後回しにされ、理想が先行する検討になると思うからです。

お配りした資料には教育委員会と書きましたけれども、これは訂正いたします。私はぜひ、学年児童数の推移と出生予想に裏付けされた大胆な考え方、ビジョンを示すことと予算規模を明らかにして緊急性将来性についても加味して検討を進めるべきと考えます。市長の見解と方針をお伺いいたします。

2 NPO法人化に対する県からの委譲業務と市民活動組織化に関する相談業務の窓口について

続いて2点目の質問に移ります。私は昨年9月定例議会にて県の示している市町村への権限移譲の中でNPO特定非営利活動法人の認証業務を受け入れて、市民活動の活性化ならびに指定管理者制度の受け皿として育成していくためには、県の権限移譲を引き受けるべきだと一般質問をいたしました。

市長からはほぼ前向きな答弁をもらえたものと思っておりましたが、今年度がスタートしても一向にその様子について聞くところがありません。この進捗または見通しについてお尋ねいたします。また、NPOの法人登記に至らないまでも、任意団体等で大変崇高な理念を持ち、ボランティアなどの自己犠牲にて地域貢献を行っている団体も数多いと感じております。こういった団体また組織に対して、活動の支援などの窓口業務をもっと大胆に展開してはどうでしょうか。

なぜこういった質問をするかといいますと、具体的な事例をあげて説明させていただきま。私は先日、遠山議員のご紹介で大和町消防団を離れた方や現役の方達が地域での救命や防災について活動するための法人化、このときはたまたまNPOの話でしたが、講演といい

ますか簡単な解説に伺いました。この団体は現在は総会も終わり、申請中ではありますが、南魚沼救命防災ネットワークと称しておるようです。

この皆さんは元々救命救急講習を学校のプール監視をするPTAを対象に行ったり、広く救命救急方法の普及に取り組みれていた経緯があり、今後はさらに、予算があれば独自にAEDを購入して、例えば市主催のマラソン大会同に行して心肺停止などへ対応するなど、消防署の職員では体制的に手の届かない部分を行っていきたいと考えておられるようです。

このケースで最初の団体設立相談に関して、私ではなく市の担当が出向いていればどうだったでしょうか。違いは、市内で例えば同様な取り組みを行っている団体とのマッチング、また広く職員がアンテナを張っていれば、他市町村等の先行事例の照会、市内の学校教育分野での照会、ひいては国や外郭団体が行っている助成制度の照会、また市の防災計画策定に対する参画など広く情報提供ができたはずです。そのことが合併して市が大きくなり、機構改革で横の連携が取りやすくなった大切な利点となると私は考えます。

この市民活動支援、NPO設立認証業務の権限移譲について市長の今後の方針を伺います。

また、関連して平成18年度より始まりました指定管理者制度の委託期間も、最短の3カ年が20年度末には終了になるために、来年度中には指定要件などを精査して公募する必要が出てくる。今からその受け皿となってもらえるNPOを始めとした各種団体を育成していくことは大切なことだと考えております。

市長は当時、この自治法改正については悪法だとの主旨の発言をされておられたと記憶しておりますが、私は施政方針などで民活や共同という言葉を使うのであれば、積極的に外部委託を推進していく必要があると考えております。

確かに品質や市民サービス低下につながらないようにチェックは必要だと思いますが、前回のような庁内の職員だけで審査会などを行うスタイルではなく、広く公開審査などを行う、積極的に市民の活動を行政に生かす姿勢が私は必要だと考えております。指定管理者制度の運用方法ならびに方針についてもあわせてお伺いいたします。以上、大きく2点について壇上よりの質問といたします。

市長 おはようございます。宮田議員の質問にお答えいたします。

1 塩沢中学校屋外環境整備(グラウンド)工事並びに当該地域の学校給食のありかたについて

1点目の学校関連につきましては教育長より後ほど答弁させますが、グラウンド部分についての見解につきましては、塩沢中学校の耐震補強が終わった後というふうには、耐震補強の方を優先させようということでありまして、年度的には21年度前後になるのかなと思っておりますが、まだここで確約はできませんけれども、そういう方向で今考えておりますのでよろしくお願いたします。

2 NPO法人化に対する県からの委譲業務と市民活動組織化に関する相談業務の窓口について

2番目のNPO法人化に対する件でありますけれども、平成19年度は今、新潟県内で新

潟市が唯一移譲を受けている状況であります。私どもは来年度から移譲を受けるべく今準備を進めてまいっております。具体的には法人設立認証や定款変更認証業務、含めまして38項目ほどの事務が想定されています。この事務について市内に事務所を設ける法人のみが対象になるということではありますが、複数の市町村に事務所を設ければ今までどおりこれは県の事務だということでありまして、平成20年から本事務の移譲受入意向の市町村数は、我が市を含めて現在3市町村あるそうであります。これは20年度に受けたいということでありまして、これは若干変動があるかもわかりませんがそんな状況ですので、手をこまねいていたということではございませんが、20年度からということでご理解いただきたいと思います。

市民活動に対する支援であります。これは積極的に担当部署で支援をしていくようにしたいと思っております。ただ、今おっしゃっていただいたようにもっとアンテナを張っていればそういうことが市の方でキャッチできたのではないかとご質問でありますけれども、そういう点もありますし、なかなかこの民間団体がどういう活動をしているということをつぶさに100パーセント把握するというのも非常に難しいことでもあります。どうかそういう場合はまたお知らせもいただければ、そういうことには対応させていただきたいと。

ただ、活動していただく方の中では、いちいち何か市にみんなお願いしたり、市に仰いだりということをしなくていいと。我々は自主的にやっ払いこうとそういう方もいらっしゃいますので、そこにしゃしゃり出て入り込んでまた難しいということでもあります。その辺は調整をきちんとやりながらやっていきたい。

いずれにいたしましても、そういう活動をしていただいている方に対する支援・相談ということは積極的にやらせていただきますので、またよろしく願い申し上げたいと思っております。

指定管理者の件であります。今ご指摘いただきましたように、施設管理60施設のうちの36施設が3年の指定期間となっております。平成21年の3月31日で期間が満了します。この後、今の指定管理者たる皆さんも含めて、それぞれまた公募をするわけでありまして、3年間の実績をどうまた評価ができるか。あるいはあらたに参入したいという方々が、どういう構想でいわゆる指定管理者としての名乗りをあげていただけるか。これを見極めなければなりませんけれども、指定管理者制度そのものについて今でもやはり齟齬があると申し上げましょうか。

先般どなただったですか中沢一博議員からだったでしょうか、一般の宿泊関連、いわゆる観光関連の皆さん方との調整とかという部分に入りますと、体育館施設とかそういうものまですべて指定管理者の中に含めていいのかなのか。ちょっとやはり疑問が生じる部分もあります。

市がきちんと調整を行っていくべきではないか、というような気持ちも今持っておりますが、これはまた見直しの際にそれぞれ精査をいたしまして、指定管理者制度に馴染まないという部分もあります。そして指定管理者制度そのものが、悪法というところまで言ったかど

うかは別にして、やはりあまり私はいい制度ではないというふうに今でも感じております。

何も変わっていないのです、実際ほとんどが。ただ、これから本当に今までの関連していた人たちでなくて、新規の参入者がどの程度あってどうだかという、ここを見極めなければ評価はきちんとはできませんけれども。ほとんどが市で管理していても同じではないかというジレンマも今抱えているところでありますが、これはまた後ほどそれぞれ精査をさせていただこうと思っております。

そんな状況でありますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。先ほど触れましたように1点目の学校管理については、教育長に答弁をさせます。よろしくお願ひいたします。

教 育 長 1 塩沢中学校屋外環境整備(グラウンド)工事並びに当該地域の学校給食のありかたについて

宮田議員の質問に答弁を申し上げます。まず1点目の塩沢中学校のグラウンドについてであります。質問の中にもありましたように、私どもは合併以来、校舎、体育館の耐震化の方に力を入れてまいりました。国の制度の内容といたしましても校舎体育館等の建物の耐震化が終わっていないと、グラウンド等々の整備に補助はつけられないということもございました。塩沢中学校につきましても、体育館につきましては幸い耐震化は終わっていますが、校舎の耐震化の工事を完了したのち、グラウンドの整備に着手したいというふうに考えておるところであります。

私どもの希望といたしましては、今年度耐震工事の実施設計を行いまして、そしてできれば20年度、来年度であります。校舎の耐震化を完了したいというふうに希望しております。私どもの希望どおりにことが進めば、市長の答弁にもありましたように、21年度以降であればグラウンドの整備にも着手できるだろうというふうに思っております。具体的に申し上げますと、教育委員会としては21年度で整備したいというふうに考えておるところであります。

なお、工事の内容ですとか概略の工事費といったふうなこともお尋ねがあったわけですが、私どもとしてまだ具体的に施設計を組んだわけではありませんし、また事業費、工事費というふうなことが一人歩きしましても、いろいろ不都合もあろうかと思っております。具体的な金額についてはここでは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。ただ、旧塩沢町から引き継いだときの数字からいたしますと、これもちょっと申し上げにくいのでございますが、かなり大きな額になるということだけは間違いのないと思っております。

塩沢地区の給食の施設の関係であります。塩沢小学校および塩沢中学校の給食施設が老朽化が進んでいるということについて、合併時に旧塩沢町の教育委員会からも引継ぎを受けたところでもあります。その後何回か見ておりますと確かに老朽化が進んでおります。したがってこれは早急に何らかの形で建替える必要があるというふうに思っております。

そこで議員のご指摘にもありますように、今後の児童数生徒数の動向、あるいはここであらたに学区の再編の検討も始めようというふうなこともあります。さらに加えて申し上げれ

ば、市の財政状況ということも非常に大きな制約条件になりますので、この辺を十分踏まえまして教育委員会としての試案を、検討していただく委員会には提示して、具体的な検討から入っていければありがたいというふうに思っております。

どこでも理想をいいますと自校給食ということになってしまうわけですが、今、市の財政状況等々を考えたときにすべてをまた自校給食に戻していくというふうなことは、到底現実性のない話であります。また、センターにした場合に県費派遣の栄養職員、あるいは栄養教諭とするものをおきましたが、こういう方々を最大限配置していただけるような工夫、取り組みということも検討の中に加えていく必要があるだろうと、こんなふうに思っておりますので、今後、繰り返しになりますが、ご指摘にありましたような条件を様々考慮しながら、教育委員会としてのたたき台を委員会に提示して、具体的な検討に入っていきたい。このように考えておるところであります。

宮田俊之君 再質問をさせていただきます。

1 塩沢中学校屋外環境整備(グラウンド)工事並びに当該地域の学校給食のありかたについて

今、グラウンドのことにつきましては、教育委員会の方の試案を提示していただくという部分で大変頼もしく思っております。白紙にとかさらの状態からとか、塩沢の時代に検討したことを元というあいまいな言い方では、やはり議論の方向性が定まらないのでその試案について大変期待をさせていただきます。

なぜ最初この予算規模という話をさせていただいたかといいますと、実際工事の内容とか仕事量という意味ではございません。私はこの当たり前のことを言った理由は、以前市長はこの市庁舎増改築にあたっても予算額が一人歩きするとこわいというお話をしつつも、18億円だったか19億円だったでしょうか、ある程度の枠を示されたような気がしております。

もしまたこの金額が違えば訂正いたしますけれども。財政との協議がこのくらいなら支出できるかなという見通しを持って、その中でできることを模索したはずです。これと同じで特に学校教育関係の整備に関しては、理想や思い入れが強いと予算が膨らんでしまうというふうに思ったからです。

私は今年度19年度の当初予算額が前年度よりもプラスになったことに大変な危機感を感じました。これから今年度決算も補正予算もあるわけです。まだ考えるのも早いかもしれませんが、私はいつどの時期に大枠の財政シミュレーションを市長が思い描くのかかわからないため、毎回の議会でも予算規模が膨らまないように言い続けたいと思っております。

市長は今議会でご自身の選挙についてもいづらか触れられておられましたが、私が先輩議員から聞くところによりますと、首長選挙が近づくと予算規模が膨らむという傾向があるというふうに教えられておりますし、心配にもなっております。もう一度この予算規模等々、検討が必要かについてお考えをお聞かせください。

2 NPO法人化に対する県からの委譲業務と市民活動組織化に関する相談業務の窓口について

続いてNPOに関する認証業務移譲についてはわかりました。私が大変せっかちだったようで申しわけなかったと思っております。20年度に向けた3市町村の中で、一番輝く南魚沼市になるように頑張っていたらというふうに思っております。

ただ、大切なことは、このNPOに関する申請を公示して認証していくことが重要な業務ではないと思っております。その事前の相談や、市内での連携などのアドバイスを行うために、移譲を受け入れるといっても過言ではないために、市民活動の活性化を加速させる職員の体制づくりを期待いたします。

その連携とは、縦割りだけではなく横の情報交換や統一された方向性が重要と考えますので、1つ事例といいますかアイデアをお伝えしますので、よいと思われれば採用してください。

おととい、中沢一博議員からも提案されておる件に近い内容です。これは現在地域振興局と事業化できるかどうかについて相談をしている内容ですが、事業アイデアの内容としては「南魚沼検定」を行ってはどうかということでございます。

現在、市の観光分野では観光ボランティア、またグリーンツーリズム推進協議会では案内人、これをエスコーターと呼んでおりますが、この養成講座を開講。教育分野では直江兼続公の偉業を授業に活かし、副読本の販売などに取り組む。県では農業技術の伝承やこのインストラクターの養成を目的に、「なりわいの匠」認定事業というものを行っております。

それぞれが講習会や認定を行って、例えば直江兼続に関することはわかっている、市内の観光施設の公休日すら知らないでは、観光客は困りますし、片手落ちといわざるを得ません。それであればそれぞれの分野に教本とテキストなどを作成して、書店販売を行い、定期的にこの市内で試験を行ってはいかがでしょうか。

このテキスト販売をして、合格者には分野ごとに認定を行っていき、すべての分野で認定を取れると南魚沼マイスターなどという称号を与え、外部の旅行代理店からの照会があれば優先的にこのマイスターに業務を発注するなどしてはいかがでしょうか。

また、この対象者は市民だけに限らず、例えば石打地区に多いマンションの住人でもあり、比較的高学歴なセカンドライフを過ごされている方たちにも取得していただき、積極的に現役時代の取引先や友人・知人への来訪を促進してもらおうなど、面白いと思っておりますがいかがでしょうか。

例えば方言の由来や特徴を学び、紹介できる人材があっても面白いと思っております。こういう事業は町内でしっかりと連携すれば可能だと思いますし、一事例ではありますが、市長がやってみたいと感じたかどうかを教えてくださいたいと思っております。

指定管理者制度につきましては、私は市長とはその部分は逆でして、確かになじまない部分も多いかと思っておりますが、内部のアイデアをもらっていくということは大変大切なことだと思っております。

そこで1点伺いたいと思います。先ほどの3カ年の指定管理者制度の契約期間が終了した後、する前ですね、どのようなタイムスケジュールを見ておられるのか。当然この事業計画につ

きましては、前回のような事業計画ではなくて、公募によるコンペ形式等になるはずでして、受け皿となりたい団体にとっても大変時間がかかることかと思えます。あまりギリギリに締め切りを出されても、おそらく対応できずにそのままに終わってしまう。また市外の団体について公募をするのであれば、かなり広く早い告知期間が必要だと思えます。その点についてもあわせてお伺いいたします。

市長 再質問にお答えいたします。

1 塩沢中学校屋外環境整備(グラウンド)工事並びに当該地域の学校給食のありかたについて

1点目の方ですが、18億円から19億円というその内容がちょっと私が今わかりませんが、何のことだったのでしょうか。(「本庁舎の増築の工事規模の話です」の声あり)

これはいわゆる新市建設計画の中に一応盛り込まれていたわけです。きちんと建替えるとするれば、あの時まだ場所がどうこうという話ではありませんけれども、庁舎ということになるとそのくらいかかるのだらうということ。しかし、それはご承知のようにもう庁舎を建替えることもありませんし、この中で何とかやっついこうということですので、この数字というのは特別 それはだいたい建替えるとするればこの程度だらうということをおし上げたので、この数字はもしまだ概念の中にありましたら、そっくり取り払っていただいて。

予算規模が膨らむということ。これは今は、例えば選挙の年だから予算規模を膨らませるなんていうことはもう通用する時代ではありません。ただ、選挙の年であるかないかに関わらずその年、その年の需用というのがありますので、今年以上に予算規模が膨らむのか、いや縮小するのかということはここでまだ明言はできませんが。むだなことはするつもりはございませんので、絞りに絞っていく中で市民の皆さん方からきちんと満足していただけるにはどういうことができるのか。どういうことをやらなければならないのか。そこから査定に入らせていただきます。

来年が選挙の年だから大盤振る舞いするとかそういうことは一切考えておりませんし、まだそれこそ選挙に出るとも出ないと、私も申し上げているわけではありませんので、そういう詮索はもうちょっと先になってからにして。

2 NPO法人化に対する県からの委譲業務と市民活動組織化に関する相談業務の窓口について

NPO関連でありますけれども、今ご提案をいただいた検定というか認定的な部分、これは私もある意味では興味がありまして、実は5月の初旬に武田神社に行ってまいりましたが、そのときにご案内をいただいた人はボランティアで、確かその人は武田神社のことについて非常に詳しい方だと思うのですが、どういう立場ですかと言ったらボランティアですと。

そして市の職員ではなかったのですけれども、何か公的なところを退職した後にこういうことで生き甲斐を感じていると。そういう方もいらっしゃると思いますので、ぜひともやはり私達の市もそういう部分というのは必要だと思ひまして、これは産業振興部も含めてきちんと



検討しながら、どこまですぐにできるかわかりませんが、やはり徐々にそういうことは育てていかなければならないと思っておりますので、またいろいろご提言をいただければ大変ありがたいと思っております。

指定管理者、今後の21年度に向けた動きであります。おっしゃっていただきましたようにギリギリになってさあどうだということでは、これは全く意味もありませんので。もう来年度いっぱいありますから、20年度いっぱい期限でありますので、なるべく早い機会に要領といいますか要項をきちんと出して、広く募集をしていきたいというふうに考えております。

具体的なことはまだここで考えてもおりませんでしたので、今おっしゃっていただいた趣旨を生かしながら、手続き的に非常に時間がなかったなんてことを言われぬように、それはきちんとやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

宮田俊之君 1点だけ再々質問をさせていただきます。

2 NPO法人化に対する県からの委譲業務と市民活動組織化に関する相談業務の窓口について

市長が最後におっしゃった指定管理者制度の中で、この審査に関しては公開で行うような意思があるかないか。その1点だけ教えてください。

市長 2 NPO法人化に対する県からの委譲業務と市民活動組織化に関する相談業務の窓口について

公開ということが何を意味するのかということですが、庁内の職員だけで例えばその審査をやって、その事実は公表するわけですから大体公開だと。ただ、審査の内容まですべて公開ということにはなかなか至らないと思います。

ですので、例えばその審査員の中に民間、市民の方を入れるか入れないか。これはこれから検討させていただきますが、全く隠すことでも何でもありませんので、市民の皆さん方が納得できるような体制はきちんととっていきたいと思っております。

議長 質問順位19番、議席番号1番・佐藤 剛君。

佐藤 剛君 おはようございます。発言を許されましたので通告にしたがいまして2点質問させていただきます。前々回はトップバッターだったのですけれども、今回一般質問最終ということで、一番目よりも緊張しております。早速入りたいと思います。

1 学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本は

1点目でありますけれども、学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本はということであります。先に6番議員、7番議員が関連した質問がありましたので、できるだけ重複は避けまして、違う角度から学園都市構想そしてまた教育の基本ということについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

合併前、旧大和町時代の学園都市構想の経緯、そして現在、地域の資源として国際大学を見直して、そして有効に活用しながら地域づくりをすべきだという泉田知事のタウンミーティング等の発言を受けまして、市長からもここにきてにわかに学園都市構想を再び立ち上げ

たいとする考え方が示されました。

この構想の内容につきましては関係員との一般質問のやりとりの中でありまして、その中では、学園都市構想が、国際大学の学部設置を最大の課題として進めるのだと。そしてまた北里学院の4年制大学、そして国際大学、北里学院の連携等を中心に進めたいとする概要につきましては理解ができました。私も積極的に進めてもらいたいというふうに思っております。ただ、このことは旧大和時代の学園都市構想と大差ないわけでありまして、この部分が残ったことからすれば当然かなとも思うわけでありまして、この部分が残ったことからは、

1番目としてお聞きしたい点は、今、教育を取り巻く現況をちょっと話させていただきますと、都市部と地方との教育の格差というのが大きな問題になっております。その中で地方からの学園都市構想の発信でありますので、高等教育だけでなく幼児教育、そしてまた小中学校の教育の底辺。基本となる部分の充実をなおざりにして、今あえて学園都市南魚沼市ということもないだろうというような思いもあります。

市長があえて学園都市構想を掲げる背景にはこのような教育の底辺、基本の部分の充実をあわせて目指すのだという考え方が、またその意図がおありになるかどうかということ、そのことだけ1点確認をしたいというふうに思います。

旧大和町時代、学園都市構想は学部設置を除いて形としてはおおむねうまくいったのではないかというふうに思いますが、この部分だけ希薄だったと私はずっと思っておりましたので、期待もしているわけでありまして、よろしくお願いたします。それは基礎教育の部分は学園都市とは関係ないよと。ほかの部分で進めるよ、ということであればそれはまたそういうふうな答弁をお願いをしたいというふうに思います。

2点目であります。教育格差解消のため教育の底辺、基本の部分をどう対応するかというふうなことであります。教育格差というふうなことで決め付けて言いましたけれども、私は教育委員会云々ということではなくて、学校の質を言っているわけではありませんが、都市部と地方では情報量においても、そしてまた教育環境の面からも、大変大きな格差があるというふうに思っています。

例えば今の教育では、自分で考えてそして自分で調べるという教育に重きをおいていると思いますが、子どもたちが自主的に調べものをするにしても、都市部の子どもたちについては1人で水族館や博物館に行き、実際に見たり聞いたりしながら調べられるというわけがあります。けれども、地方ではどうかということ、お金と時間をかけて親が連れて行かなければ同じ情報が得られないという現実があるわけがあります。

そうだからこそ私は、図書館とりわけ学校図書館というのは重要だと思っております、何回も学校図書館の充実を、というように言っているわけでありまして、そしてその前段として読書に親しむ取り組みもまた重要だと思っておりますので、そういう意味で今回まず読書および学校図書館の実態や考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず読書に親しむということからでありますけれども、乳幼児検診で配られております、現在行われております「ブックスタート事業」というものの意義と実施されている内容につ

いて確認をさせていただきたいと思います。

次に教育格差がいわれる中で、情報の質、量は重要であります、とりわけ学校図書は充実していると考えているのかどうか。教育長の認識をお聞きしたいというふうに思います。これにあわせて、通告の項目にはありませんが、そもそも都市部と地方の教育格差と言われてはいますが、この格差について教育長としてはやはりあると認識されているのか、そんなものはないと認識されているのか、その部分もお聞きをしたいというふうに思います。

次に先日の話にも出ました、小中学校1校あたりの蔵書冊数が学校図書館図書基準、標準に達している学校が全国で小学校で40パーセント、中学校で35パーセントだったそうです。新潟県は小中学校共に50パーセント達成しているということですので、50パーセントはその標準に達成していないということでもあります。

そういうことで、では当市はどうかということで調べていただきました。小学校平均で120パーセントの蔵書だそうでありまして、中学校は110パーセントというようなことであります。多い学校では190パーセントを超える蔵書があるというようなことであります。

実質がそうであればこれは非常に喜ばしいことでもありますけれども、若干不安もありますのでまず聞いてみますが、その蔵書というのはきちんとした廃棄基準に沿った形で更新がされているのかどうかというようなことを確認したいと思います。

そしてまた多くの蔵書があるわけですが、学校図書室が児童生徒の利用しやすい環境になっているのかということについても、あわせてお聞きをしたいというふうに思います。

次に、大きな問題ですけれども、教育の基本という部分では、学校教育が大きく変わりました。「特別支援教育」であります。私の認識ではこの特別支援教育はそれこそ総合計画の教育の基本方針に、「子どもたち一人ひとりが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図るとともに、いきいきと学校生活がおくれるよう、教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を生育します。」とあります。その部分と合致しているというふうに感じまして、この点では当市の教育行政の現状認識と対応について、改めて敬服するものがあります。

その具現化といいます特別支援教育についてであります、「特殊教育」から「特別支援教育」になった意義と認識について。どう認識しているかということのも失礼な言い方ではありますが、私が認識しているところと違うかもしれませんので、一応こういうふうに聞いてみたいと思います。またそれを推進する市、学校の体制整備はどうなっているのかということもお聞きをしたいというふうに思います。

## 2 人口減少、高齢社会にどう対応するか

次に人口減少、高齢社会をどう対応するかというところであります。今までずっと増え続けてきました日本の人口も減少時代に入りました。国立社会保障・人口問題研究所が2035年までの都道府県別・年齢階層別の将来人口の予測を出しております。その予測によれば新潟県は、2005年で243万人でありますけれども、2025年を過ぎるあたりから200万人を割るようでありまして、2035年には187万5,000人になる。

そして65歳以上の割合、高齢化率も現在の23.9パーセントから36.6パーセントになるという予測をしております。先日の発表されました2007年の高齢社会白書というものにも2055年には日本全体の高齢化率は40パーセントになるという推計もあるわけがあります。

このようなことから新潟県は人口減少を最大の課題としまして、予算面でも重点的な対応をとっているところでありますけれども、南魚沼市としては人口減少問題をどう捉えて対応するのか、という観点で質問をしたいというふうに思います。

まずきちんと将来予測のもとで政策立案、行政事業の検討がなされるべきだというふうなところから、市の将来人口および将来の65歳以上の割合をどう予測するかというところをお伺いいたします。高齢化が市全体また地域に及ぼす影響をどう考えるか、ということもあわせてお願いをしたいと思います。

そういう中で、集落の65歳以上の高齢者が50パーセントを超えた集落を限界集落というふうでありますけれども、今問題になっておりますが、55歳以上が50パーセントを超えると準限界集落といっているようであります。限界集落では村の行事とか冠婚葬祭とか、地域コミュニティが維持できなくなってやがては消滅してしまうというようなことで、限界集落が今問題になっております。

私は全行政区の年齢階層別の人口を調べましたが、限界集落は当市には今のところないようでありますけれども、10年以内には限界集落というのも現実的な問題となってくるというふうなことがあります。またその予備軍であります準限界集落は既にいくつかあるわけですので、現状でも当市には関係ないと言えるような状態ではないという現実があります。

というようなことで、日本全体が人口減少社会に突入した今、人口の減少幅をいかに抑えてこのような地域社会の存続と活力をいかに維持するかと。そのことが地方自治体の力量を問われている部分であります。

そこで、もちろんだの集落もまだ元気であると思いますが、元気なうちに地域力の再生をしなければならない。今のうちから限界集落化や準限界集落化をくい止める対策を講じる必要があると私は思いますので、市長の認識と対応について伺いたいというふうに思います。答弁によりましては再質問をさせていただきます。

市長 佐藤議員の質問にお答えいたします。

#### 1 学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本は

学園都市構想の件であります。前段といたしますが、この思いはおおむね関係議員に語ったとおりでありますし経過もそのとおりでありますので、そこは大体おわかりだと思っておりますので特に申し上げませんけれども。おっしゃっていただきました大和の際の構想との違いとか、あるいはいわゆる高等教育だけの関係かということでもありますけれども、それは全く違まして、議員おっしゃっていただきましたように、ただ、あそこに4年制の大学ができればそれでいいのかというそういう問題ではない。

ただ、ずっと私が申し上げておりますように、この地域で生涯を完結できるためには何が

必要かということの中で、教育面ではやはり4年制の大学、学部がここに設置をされれば、条件的にはそういう面では揃うわけですので、第一目標は大学4年制の学部の設置であります。けれども、議員おっしゃっていただいたように当然ですけれども、幼稚園といいますか幼少時から、大学であれば大学・大学院を出るまでの間の教育をやはりきちんとやっていく。

そして特色のある南魚沼市の教育というのはいかにあるべきかということをきちんと教育委員会の方でも検討していただきながら、それを打ち出しながらやっていくということになるわけありますので。ただ単に4年制の学部を設置したらそれで終わりということではない。そういうことのためにも教育特区ということも含めて今取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、やはり今、話がちょっと横へそれますけれども医師確保等の中でも、先般の一般質問の中で答弁申し上げましたが、中堅医師になりますと自分の子どもの教育が、やはりきちんと充実している地域でなければ、なかなかそこには行かないというそこも含めて。基幹病院問題もありますし、基幹病院ばかりではなくてこの地域内にもそれぞれの医療施設があるわけですので。そういうことも含めて100パーセント満足がいくかどうかは別にいたしまして、きちんとそういうことにも対応できると、そういう学園都市構想をきちんと築き上げていきたいと思っております。

大和時代の構想は生かせる部分は最大限生かさなければなりませんし、そんな思いでありますのでよろしくお願いたします。

2番以降は教育長がお答えをいたします。

## 2 人口減少、高齢社会にどう対応するか

大きな2番の人口減少高齢化社会の件であります。どこの地域、市町村もほぼ同じだと思いますけれども、これは人口減少問題最大の課題でありまして、これにどう対応していくか、いかに減少をくい止められるか、ということに心を砕かなければならないわけです。

今、私どもでやっている部分については、議員ご指摘いただきましたが、子育て支援の充実、教育環境の整備だとか生活環境の整備、宅地分譲、それからやはりこの地域での最大のネックは雪ということもありまして、これらについて不安を与えないような除排雪の充実、そういうことをやっていかなければならないと思えます。今19年度予算の中でも、非常に厳しい予算ではありましたが、この部分については増額予算を組ませていただいて、精一杯取り組んでいるところであります。

市の将来人口と65歳以上の割合をどう予測するか。これは市で単独にはなかなか予測できなかったものですから、今、議員おっしゃっていただいた国立社会保障・人口問題研究所の中で推計したものがございましたので、ご報告申し上げます。

今、平成22年の人口予測が6万2,818人です。2030年、これは平成42年になりますけれども5万2,557人という予測が示されております。これを平成12年、これは2000年ですけれども、この人口を100といたしますと私どもの市は2030年には80.2パーセントまで減少する。そして65歳以上の高齢人口につきましては、2030

年には新潟県全体より若干下回りますが34.5パーセントという推計がなされております。

これにではどう対応していくかということでありまして、その影響であります。プラス面といたしますと高齢者の社会参加による地域の活性化や安全確保。あるいはボランティア活動の活性化、コスト削減、文化・芸能・技能の伝承。こういうことはある意味ではプラス面として捉えられる。

マイナス面は、就労人口の減少、医療費・介護費用の高騰、高齢夫婦世帯あるいは高齢単身世帯の増加、これは当然増加してきますのでこれによる福祉費用の高騰や要援護世帯の増加、ということがマイナス面としてはあげられてくるわけでありまして。

プラス面をもっともっと確保していかなければなりませんので、生涯学習の充実とか、世代間交流の促進、あるいはその技能を生かしたこととか、健康増進、介護予防。こういうことを地道にやっけていきまして、元気な高齢者になっていただくということをまず考えなければならぬと思っております。

影響そのものはやはり若い人が少なくなる、これは活力が失われること自体は間違いのないような気がしておりますけれども、そうならないように。何とかここに人口が増えるというところまでなかなか踏み込めませんが、減少幅を極力抑える。

そして若い人たちがやはり離れていく一番の理由は、さっきの教育面が1つと、もう1つはやはり就労の機会でありまして。雇用環境をきちんと図っていけば何とかくい止める方法も見出せるのではないかとと思っておりますが、この辺に全力をあげていきたいと思っております。

限界集落あるいは準限界集落につきましては、やはり危惧するところでありまして、議員今お調べいただいたようで、まだ限界集落はないということでありまして。例えば地域をあげて失礼ですけれども、辻又とかあるいは後山、そして栃窪、清水ですか。こういう地域、私は市政懇談会にはこの地域だけには必ず1つの地域の中にくるめるのではなくて、お邪魔させていただいて、地域の皆さんとそれぞれ話し合いをしながらやっけていこうと思っておりますけれども。

ああいうやはり伝統もありますし、そこに住みついて来た歴史があるわけですので、今どうすればそこに住みついていただけるかということになりますと、ソフト面というよりはやはりハード面をもっともっと。例えば道路、そういうものをきちんと充実していかないと、若い人たちがみんな離れていくという、そういう声は大きく聞いております。

例えば後山でもあれだけになっておりますけれども、携帯電話が入らないとか、そういう部分もあるわけですので、そういう面をきちんと充実させながらやっけていかなければならない。辻又などは冬場はこちら側からはいけないとか、そういうことの解消。こういうことに全力をあげていかなければならないわけです。

あとは地域ぐるみでつくる安全だとか安心の町とか、そういう標語ばかり申し上げていても、掛け声ばかりではなかなかことが進みませんので、そういうことは基本理念として本当に具体的にその地域の皆さん方が求められている部分を、1つ1つ着実に実行していく。そ

して現代社会にマッチをした社会基盤整備、インフラ整備もやっていかなければならないというふうに考えております。

その4地区ばかりではありませんで、それぞれ例えば私の集落もたった32戸であります。子どもたちもどんどん少なくなっていますから、2030年頃はどうなるのか。これもわかりませんが、そういうことにならないようにしていかなければならないというのが一番であります。今を含めて、そのための対策だけは十分講じていきたいと思っておりますので、またいろいろご提言、ご指導等お願い申し上げます。以上であります。

教 育 長 佐藤議員のご質問に対して答弁を申し上げます。

#### 1 学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本は

最初に都市と地方の教育の格差、教育長はあると思うか、ないと思うか、というお尋ねがありましたので、これから先に申し上げたいと思います。私は正直申し上げてあると思います。ただ、地方が都市に比べて悪いばかりだとは思っていません。

例えば教育再生の関係での法案の審議がなされたときの国会の質疑、ちょうど車での移動時間に耳に入った部分などを聞いていますと、例えば都市では学習塾に皆が通っているけれども、地方ではなかなか通えないから学力が低いのだ、というふうな趣旨の発言をなさっている国会議員もおられました。

けれども、確かに都市では私立の学校への受験熱が非常に高い。したがって小学校の低学年、あるいは幼稚園の間から、保護者の間に受験熱が極めて高いというふうなことがあります。ですから、いわゆる受験のために備えた勉強をさせようという熱意というのは、これは明らかに都市と地方では違う、差があると思います。

もうひとつ、教育文化の施設の整備状況などは、これはもう明らかに都市と地方では大きな格差がございます。そういう点では地方には都市に及ばないといいますが、そういう部分がいっぱいあると思います。

しかし一面で別の面で考えたときに、親同士が親しくしていると子どもたちもお互い仲良く遊べる、勉強ができるというふうなことも一方ではいわれておりまして、こういう関係を作れるのは、おそらく地方の強みだと思っております。早寝早起きというふうな基本的な生活習慣が崩れつつあるといいますが、やはり地方の方がまだ守られているのではないかな、という気もするわけでありまして。

なんでこんなことを申し上げるかといいますが、こういったことができていないと、教師が学校での学級経営が非常に難しくなる。学級経営が難しくなると学力というふうな指導が十分にできなくなるという、手が回らなくなるということがいわれておりますので、こんなことを申し上げました。

繰り返しになりますが都市と地方でいろいろな意味で教育の格差はあると思います。あると思いますが、私どもはそれを有利な点は生かしながら、改善あるいは都市ではできないようなことを充実させていくという観点で臨んでいきたいというふうに思っております。

それではお尋ねの件に対して答弁をいたします。まずブックスタートであります、絵本

を通じて親子のふれあいを大切にしよう。あるいは、まだ若い親で子どもたちにどう接していいかわからないという親御さんがもしおられれば、絵本を介して子どもとのふれあい方というふうなこともトレーニングを積んでもらおうということであると思います。それからまた、よい絵本を選んでもらう、この選び方というふうなことも十分考えていただくいい機会になっていると思います。

本市におきましては1歳児の歯科検診時に、ボランティアの皆さんから協力をいただきながらやっているわけでありますが、検診までの待ち時間に絵本の読み聞かせなどを行ったり、あるいは絵本2冊を親子で選んでもらって、その本をプレゼントしているというふうな中であります。

この中で赤ちゃん絵本を開く時間の大切さ、楽しさを実感してもらったり、あるいは地域で子育てを応援しているよと、そういうメッセージを受け取ってもらえればいいなと思っております。

図書館でも親子の絵本を読む会ですとか、読み聞かせの会ですとかということを取り組んでおりますし、私どもの図書館では昨年度でしたか優秀賞を受賞したというふうなこともあります。今後ともこういった取り組みは充実させていきたいと思っております。

蛇足であります、絵本もなかなか私どもよくわからない世界でもあるのですけれども、新しいものもどんどん出ますが、最初の出版は古いものであってもやはり名作というふうなものもあるようでありまして、いいものを何とか市民の目にとまりやすいようなそういった工夫もしてまいりたいと思っております。

学校図書は充実しているかというお尋ねであります。先般も申し上げましたように、冊数だけを見れば確かに標準を超えているわけでありますから、充実しているといえなくはないと思います。しかし、繰り返しになりますが、学級数が減少する中で学級数に応じた標準でありますから、その標準を超えているということは、決して充実しているといえるものではないだろうと思っております。今後とも充実に向けて努力をしなければならないというふうにも思っております。

廃棄基準の関係であります。ご承知と思っておりますけれども、この廃棄基準は資料とかそういったものについては、例えば何年経ったらとか、内容が古くなったらというふうなことで決められておりますが、学校図書館のほとんどを占めておりますいわゆる文学関係のものについては、特にこの基準でしたか標準でしたか、これは定められておりません。

したがって、各学校で子どもたちが全く読まなくなったものや、あるいは背表紙が剥がれてしまって直しがきかないというふうなものから廃棄しているというのが実態だろうと思っております。もっと読ませたい本があるけれども、まだ捨てるのも勿体ないし、というふうなことで残されている本も相当あるのだろうと思っております。

それから学校図書室が児童生徒の利用しやすい環境になっているかということでもあります。各学校では例えば図書室で寝転べるように畳のコーナーを設けたりとか、あるいは入り口付近の棚といいますが、一番子どもたちが手に取りやすい場所に、おすすめの図書とかといっ



たものを配置するように工夫していると。あるいは各教科や総合学習の際の調べ学習に使いやすいうように、そういう資料を一番目につくところに置いてあるとか。あるいは学校によっては各学年のコーナーのようなところに置いてあるとかというふうなこともやっておりますし、昼休みの貸し出し、夏休み等長期休業前の特別貸し出しをすとかというふうな工夫はしております。

おそらく議員が一番指摘なさりたいことではないかなと想像するのでありますけれども、図書室の中での読書の指導ですとか、あるいは蔵書の整理、そういった部分についてはなかなか手が回りかねているという実態があると思います。こういう分野でも地域の皆さんからの協力をいただきながら、ボランティアで何とか対応、整備が進められればいいなというふうに思っております。

「特別支援教育」の関係であります。特別支援教育となった意義という点で私なりに考えてみますと、従来ですとその子どもたちの障害によって、特殊教育と、特殊学級というふうなことで分けて指導するということがやられておりました。従来のそういうものから目に見えるそういう障害のほかに、なかなか集団の中で学習ができないというふうな方々も増えてまいりまして、やはりその一人一人の障害というより違い、特性に応じた指導が必要だというふうなことから始まってきたというふうに思っております。

これは広げて考えれば、世の中全く同じという人はいないわけですから、一人一人の特性を最大限尊重しながら十分な学力を身につけさせる。あるいはそれまでの育ち方で見につけることができないでしまった生活習慣、そういうものがもしあれば、そういったことについても身につけさせるための支援ができる、というふうなことが目的とされているのだらうと、こんなふうに私としては思っております。

そこでそれを推進する私ども市、あるいは学校の取り組みということであります。まず、私どもといたしましては、子育て支援課、保育園、保健課等々との連携を密にしまして、配慮を要する子どもたちの個々の状況の把握に努めておりますし、保護者への啓発、あるいは保護者からの相談、これらにのるよう努力をしているところであります。

例えば従来からもあったわけですが、就学指導委員会、従来ですとややもしますと秋口になりまして、特別な配慮を要する子どもたちの状況を見据えて、話し合いながら、検討しながら、特別支援学校がいいのか、特別支援学級がいいのか、普通学級がいいのかというふうな検討もしたところであります。が、その前から今、試みに始めておりますが、保護者の皆さんとの相談活動というふうなところを評価していきたいと思っております。

どんな支援をしているかということになりますと、例えばこれも既にご承知のとおりであります。介助員ですとか教育助手、非常勤というふうな中で配置をしておりますし、あるいは学習指導センターの主催で、市内全部の学校から最低一人が参加する研修会というふうなこともやりたいと思っております。学校ではそれぞれの県の指導を受けた中での取り組みをしていくという考え方でございます。いささか長くなりましたが、以上でございます。

佐藤 剛君 では再質問をさせていただきます。

#### 1 学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本は

まず学園都市構想の関係ですけれども、市長の話の中で学園都市構想を掲げて、教育特区も含めて生涯を通じた基礎学習の部分の充実も図っていくのだ、というようなお言葉がありましたので安心いたしました。

その部分はとりあえずそれでよしとしておきますけれども、そのことを受けて教育委員会も市長がそういう考え方でありますから、教育委員会もこの学園都市構想の中で、特にまた未来を担う子どもたちのために、教育の充実を図らなければならないのかなというふうに関心を感じました。またちょっと先でこの話は触れたいと思います。

回答いただきましたブックスタートの件ですけれども、説明のとおりまさに赤ちゃんにミルクが必要なように、話しかけるとか、読み聞かせるとかということが、赤ちゃんの心にも脳にも必要なのだというようなことで始まった事業のようであります。

私は非常にいい事業だと思って確認をさせていただいたわけなのですが、残念ながら私がなぜここで確認をしたかといいますと、どうもやはりそこまでいい事業をやっているながら、それが私が思うに学校教育の方になかなかつながってこない。そしてまた学校図書の充実というところにはなかなかそういういい事業、いい考え方が伝わってこないというようなところが感じられますので、ちょっと確認をさせていただきました。

学校図書の充実ということであります。先に中沢議員の質問の中で学校図書を充実させる旨の答弁がありましたし、今、教育長の中でも聞かせていただきましたので、そう細かいところは触れませんが、廃棄基準の話がありました。

教育長おっしゃるように文学関係については定められていないというようなことがありましたが、私は実は中学校の図書館を見させてもらいました。ここも蔵書は標準の190パーセントを超えるようなところでありました。その中で見させてもらったのは1965年の世界大百科事典が全巻ざっと並んでいました。40年前の百科事典であります。こういうところはやはり廃棄基準にかかるのかなというふうな気もしますが。

そしてまた小学校の図書館も見せていただきました。ここも蔵書は140パーセント台の学校であります。そこには1970年の学習カラー百科全18巻がありました。昭和48年の理科の観察実験というような図書もありました。そういうような図書が見受けられました。

私は先ほどちょっと言いましたけれども、廃棄がされなくて古い、そういうような特に百科事典みたいな情報が学校図書館に並ぶということは、蔵書の数が多くても学校図書館としてはやはり不適切といいますか、私流に言わせてもらえば、それはかえって教育格差を広げるようなものだというふうに思います。

先日教育長は蔵書が多いことにつきまして、今回も言いましたけれども、学級数が減った、学級単位だから減った部分もあるというようなこととあわせまして、本を大切にしているからというようなことも先日ありました。けれども、そういう考え方では済まないというふう

な気がいたしますので、ちょっとそこら辺を考えていただきたいと。考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

ここで私が今回質問したことやら、そしてまたちょっと状況を整理させていただきますと、市長は先ほどの学園都市構想の答弁の中で、教育の底辺の部分も充実を図るのだと。そして学校図書の充実についても、この前の答弁の中で理解を示しました。

教育長は先ほど都市部と地方の教育の格差について、私は施設のなところについては認めるというふうな認識をされているようであります。学校図書館の蔵書も古いものが多いということは認識されているようであります。そしてだからこそ学校図書の充実については、これからさらに充実していかなければならないというようなところを考えているようであります。

一方、国の方はどうかといいますと、学力の低下とか、読解力の低下というようなことで、国もまた学力、学校図書の充実というのは真剣に考えているところであります。今年から新学校図書整備5カ年計画。この前の話のときも中沢議員が言っていましたけれども、これも再度、といいますか再々度始まるようであります。

今回は廃棄も含めまして交付措置の対象になるということでもあります。そういうようにこれほど状況が揃っている中で、どうも私は教育委員会が教育の充実についてやはり消極的過ぎないかというような気がいたします。

今、学校図書の充実を図らなければいつやるのだというようなことなのですけれども、今ほど言いましたように、市の状況も市長の考え方もいろいろな面で状況は揃っているわけでありまして、積極的な対応をお願いをしたいというふうに思います。

先日1校あたりの17年度小学校の図書購入費の話が出ました。17年度は20万8,000円だったということですが、19年度、私が教育費の中の、小学校運営費の学校振興費の図書購入費を見れば、1校あたり13万3,000円。これはほかのところへあればまた別ですが、というようなことになっています。

1校あたり13万3,000円では、高額な辞書や百科事典は私は買い換えられないというふうに思います。前回、先日の答弁の中で教育長は、図書購入費は一気には増やせない。年々少しずつ定期的にやるのだというような話がありました。けれども、そういう考え方であればなかなか1965年の世界大百科事典というのは、ずっと図書館に置かなければ買い換えられないというようなことになってしまわないかというようなことがありますので。どうか学校図書の重要性を、もうちょっと理解認識していただきまして、遠慮しないで教育委員会の立場を明確にさせていただいて学校図書の充実を。これほど状況は揃っているわけですので、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。という意味で再度考え方を聞きたいと思えます。

学校図書室であります。市長、言っていたとおり、私はやはり学校図書の利用方法を言いたいわけでありまして。寝転んで見るとか、そういうものではありません。多分、教育長も図書館見られたと思うのですけれども、中学校の図書館は中学生の図書委員がいて、

わりときちんとしているのです。けれども、小学校の図書館、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、本が置いてある、積んである物置状態といいますが、そういうところもあるようです。

これは朝読書もありまして、学級クラスに図書を持っているということもありますので、一概に小学校の図書室はだめですよ、というのはいえないのですけれども、そういうような図書室もあるというようなことです。

そういう中では、多分先ほど言いました、今、教育は自分で考え、自分で調べるという教育が重要視されていると思うのですけれども、そういう図書室ではなかなか小学生が自分で欲しい本を探したり、情報を見出すということはほとんど多分不可能。となると図書室はほとんど利用されないということになりはしないか。というようなことが私は言いたいわけがあります。

そう言うと多分今度は、図書担当の先生が対応するというようなことになるかもしれませんが、これから言います特別支援教育等の関係もありますので、それは大変私は無理だというふうに思います。

そこでやはり全学校とは言いませんけれども、先ほどちょっと触れました図書館司書とか図書館職員を配置しながら、対応を図っていかなければならないのではないかとというようなことを感じますので、その辺をお聞きしたいと思います。

特別支援の関係であります。意義もおっしゃるとおりだと思います。推進の方法も大分私が聞きたいところを把握されてお答えいただきました。ただ、その中で何点かちょっと確認をしたいと思いますが、個々のニーズにあわせた対応を他人だけでなく、学校全体で取り組まなければ効果があがらないわけですが、教師間の温度差といいますが、その辺の意識をどう合わせるのか。現状がどうなっているのかも含めて、その辺はちょっと確認したいというふうに思います。

教育長おっしゃるとおりこの事業につきましては、実態の把握をして早期の適切な支援をしなければならないというようなこともありますが、かといって特別支援が差別の助長になってはやはりうまくないわけです。ですので、教育長おっしゃるとおり保健課とか、そういう福祉とか病院とか、そういうところの関係を連携しながらやらなければならないというふうに考えています。その点はそのとおりだというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう1点、これもちょっと触れていましたけれども、私は今、当面一番重要なことは、この特別支援の中で人的なところは大丈夫かということにあります。教師、介助員であります。特に介助員につきましては現在27名だそうなのですが、特別支援を必要とする生徒は69名いるそうです。それで間に合っているのかというようなことを、ちょっと再度質問の中でお聞きをしたいと思います。

## 2 人口減少、高齢社会にどう対応するか

人口の関係に移らせてもらいます。人口の推計、そしてまた老年化の推計を聞かせていた

だきました。ほかの推計資料も私はありますけれども、おおむねそのような形で推移しているというふうに思います。

南魚沼市の人口は6月の半ばで6万3,170人です。今、老齢化は25.1パーセントです。それはたいしたことないではないかと言うかもしれませんが、市長やはりご指摘のとおり、個別の集落名が出ましたので言いますが、辻又地区そしてまた清水とかそういうところは非常に老齢化が進んでおりまして、辻又は65歳以上は46.6パーセントになっております。清水は44.1パーセントになっています。

辻又については58名いまして二十歳代はゼロです。0歳から14歳代が7人、15歳から19歳代が3人というようなことで、非常にここは高齢化が特に進んでおりまして、私はこの10年ぐらいの間にとんでもないことになりはしないかというようなことを心配しております。

一方、そうして考えてみますと、例えば六日町地区の北辰辺りでは老齢化率は一番ここが低くて5.8パーセントでありました。大和でいえば前原町は6.1パーセントですか、6.2パーセントくらいである。そういうものが平均されて25.1パーセントということなのですけれども、一部では非常にもう老齢化が進んでいるというような認識をしていただきたいというふうに思います。

そういう中では防災、医療、農地、集落の関係には非常にこれから支障が出てくるということ。それについて市長はご認識でありますので、それはよしといたします。私は地域エゴで言っているのではありませんで、住民の多くは合併に賛成しました。そして合併後は、中心から遠いところは取り残されるという不安が住民にありました。ところが合併してみれば、行政、全域まんべんなくそしてまた分け隔てなく行政運営が行われております。

ただ、これからはやはり老齢化というのは、大変地域格差をもって進んでいくわけですので、市長がおっしゃるようにソフト面よりもハードの面で、この集落は何が必要なのかというようなことを今から検討して対策していかなければ、集落が消滅してしまうというようなことを懸念しております。

そこでです。私は提言といいますが再質問をさせていただきますが、市長も具体的に、着実に実行していきたいというようなことをおっしゃいました。こういう大変な状態になっているのはいくつもないと思うのですが、まず、そういう集落がどういう状態になっているのか、私は調査をしてもらいたい。そこには世帯の状況とか日常の買い物、病院、そして防災、防犯、雪対策、農業問題、そこら辺を含めて調査をしていただきたい。

調査の結果、まだ大丈夫だということになれば、通常また特別な手立ては必要ないかもしれませんが、これも、これは大変だということになれば、私は19年度から始まった地域コミュニティ活性化事業なども、そこもやはり特別粋みみたいなものを入れまして、活性化をしていかなければならないのではないかと思います。この2点を再質問として質問をさせていただきます。

市長 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

## 1 学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本は

教育関連の方につきましては教育長から答弁させますが、学校図書費については、これは教育長にそういう話をして、教育長もそういうことで活動を始めたわけでありましたが、そう遠慮しないでとにかくあげてくれということ saying あります。ただ、教育長が遠慮しているのではないのです。学校の先生が遠慮している。遠慮するなと言うのですけれどもまだ遠慮があるみたいですが、その辺はまた教育長から答弁をさせます。

## 2 人口減少、高齢社会にどう対応するか

人口問題の中で調査ということは、これは早急に実施をさせていただきたいと思っております。そこで問題点は浮き上がってくるわけですので、それに対してどう対応できるか。今ご提言がありました地域コミュニティの特別枠、これも有効な方法であれば、何も旧町村単位のこだわることはありませんので、ぜひともそういうことで利用できる部分があればやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

### 教育長 1 学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本は

市長からも大変力強い応援をいただきましたので、自信を持って答弁をさせていただきます。今まで学校からもいろいろ要望があっても、十分な予算措置ができなかったということが長く続いておりましたので、学校の方でも自主規制してしまっているという部分が、これはもう間違いなくありました。

したがいまして、図書室のこれにつきましても廃棄の基準があるわけでありますから、特に百科事典ですとかそういった資料に関する部分については、改めて廃棄基準に照らし合わせて、そしてどういうものを新たに、新規に買わなければいけないかというところをきちんと調査をいたしまして、そして整備するように努力してまいりたいと思ひます。

それから小学校の図書室の状況は、まずご指摘のとおりであります。なかなか司書教諭の資格を持っておりましても、学級担任を兼ねておったりというふうなことで、そういう方々にあまり負担をかけるわけにはまいらない。しかし、子どもたちが使えない状況のままでは、これはまた何にもならないわけでありますので、何らかの工夫をして早期に対応したいと思ひております。

特別支援の関係であります、ご心配いただひておりますように、実態把握の関係で差別が進んでしまうというふうなことはあつてはなりませんので、これについては最大限の配慮をしていきたいと思ひます。

ご心配をいただきました特別支援への学校としての体制、取り組みの中で教師間の温度差があつてはいかんといいことであります。全くそのとおりであります。したがいまして、県からの指導もありますので、学校では次のような取り組みを進めております。申し上げます。3点ほどあります。

特別支援教育の充実を図る学校体制づくりのために、校務分掌に特別支援コーディネーターを各学校ごとに位置付けるようにしていきます。そしてこのコーディネーターを中心に行動特性の理解や指導方法の工夫改善、それぞれの学校の配慮を要する子どもの理解等に研修

の場を設定していきます。要するに、全校の教職員が同じ理解を持つという、そのための取り組みということでもあります。

それから学校の中で、日々の具体的な指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ個別の指導計画を作成するようにしている。また、教育的支援にたずさわる関係諸機関が一層連携して、個別の教育支援計画づくりができるように、教育委員会が一所懸命その取りまとめ役をやりたい。こんなふうに考えております。

ただ、今後の課題といたしまして、今年度も県教育委員会といろいろお願いしながら、この特別支援学級、非常に難しい中でしたが設置することができました。そしてこういうふうにして特別支援学級を設置することができましても、その方面での指導にたけた、そういう専門性の高い人材が、なかなか今不足しているという状況であります。

考えてみますと、団塊の世代が退職に近づきつつある、退職が始まっている。一方ではこういう特別支援教育の必要性が叫ばれて、こういう教室が県下全域で増えている。そういう中でこの専門性の高い人材の確保というのが難しくなっている、というところがありますので、私ども市教育委員会も、教育委員会が独自で持っております教員の研修制度などを生かしながら、そういう方面での研修という方向にも向かってもらうように努めてまいりたいと思っております。

それから介助員等の人的な支援は大丈夫かというところでもあります。今年度も正直申し上げますと、各学校から、校長からあがってきた要望をかなり切り込んでいるというのが実情でありますから、胸を張って大丈夫というふうなことは申し上げるわけにまいりませんが、しかし、何とかまわしてもらえないのではないかなという、そういうレベルで申し上げますと、何とかなるのではないかなというふうに思っております。

子どもたちの状況というのも、4月に入学したときの状況が1年間同じというわけではありません。ほかの子どもたちとの集団の中に溶け込みやすくなってくれる子もいますし、なかなかそうとなってくれないというケースもまたあるようであります。介助員等の人数を今の人数のまま固定しておいて、1年間本当に大丈夫だというふうにはちょっと申し上げにくいところがありますが、それぞれの状況をよく聞きながら、注意を払いながら、もし必要になってくればまた対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。

佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。

#### 1 学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本は

特別支援教育であります。この問題は大変中身が深い問題ですので、詳細な部分はまた改めて質問させていただきますが、介助員の関係だけ1点、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

先ほど言いましたように介助員27名、ちょっとこの1年間このままでいいかと不安もあるというような話でありましたけれども、発達障害の児童生徒が、私は通常教室と一緒に授業を受けるということは非常にいいことだと思ひまして、どちらの児童生徒の皆さんにもやはりいいことだというふうに私は考えております。

そういう中でまた個々のニーズにあわせた教育ということは、私はそこがやはり教育の原点だというふうに考えておりますので、ぜひそういうこの特別支援教育は成功させてもらわなければならないわけなのです。それにはやはり介助員が一番私は大切だというふうに思うわけでありませぬ。

特別支援教育がスタートされますと、多分いろいろなトラブルが出てくると思うのですけれども、先ほど私がちょっと触れました、そういう中で特別支援教育が目指すことを実現するには、そしてまた安全にその教室が運営されるには、やはり介助員がなければ特に当初は、私はちょっと難しいかなというふうに思います。ですので、その介助員の充実というのはぜひお願いしたいと思ひます。

今まで緊急雇用創出事業というようなことで対応していた部分もありましたけれども、19年度から介助員の部分、交付税の措置がされるようでありませぬので、そこら辺もあわせて、ぜひ十分な配慮をしていただきたと思ひます。

学園都市を目指す我が南魚沼市ですので、介助員の対応も年々減ってくるというようなことではやはり困ると思ひます。その辺だけ一言、再度で申しわけありません。一言お願いしたいと思ひます。

教 育 長 1 学園都市構想を再び立ち上げる南魚沼市の教育の基本は

状況としては、子どもさんの状況等もおそらく、社会の多様化が進む中で、今後とも特別支援を要する子どもさんは増えるだろう、あるいは割合としては増えるだろうというふうに思われます。そういう一人一人の子どもさんに、今、対応できていることが来年できなくなる、というふうなことがあつてはならないというふうに思ひしておりますので、精一杯頑張つていきたいと思ひます。

議 長 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

(午前11時00分)

議 長(松原良道君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時20分)

議 長 日程第2、平成19年請願第7号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願を議題といたします。

総務文教委員長・種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 総務文教委員会に19年6月12日に付託されました平成19年請願第7号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願について、審査の結果、採択するものと決しましたのでご報告申し上げます。

議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 平成19年請願第7号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。この採決は起立によって行います。

平成19年請願第7号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立。よって、平成19年請願第7号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、第68号議案 市道の認定について、および日程第4、第69号議案 市道の路線変更についてを一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

建設部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第68号議案 市道の認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第68号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第69号議案 市道の路線変更についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第69号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第70号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。

第70号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立、よって第70号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第6、第71号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。

第71号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立、よって、第71号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第7、第72号議案 財産の取得について(ロータリー除雪車)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第72号議案 財産の取得について(ロータリー除雪車)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第73号議案 財産の取得について(高規格救急車)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

和田英夫君 これそのものはそれでわかりましたが、いわゆる救急業務でちょっとお伺いします。これは高規格救急車ですから最新鋭の救急車だと思うのですが、おそらく市内の消防署にはこれほどの高規格ではない救急車も配置・配属されていると思うのです。そこで、例えば病人が出たときに受け付けして、この程度の症状だと高規格ではなくて従来の救急車とか、そういう救急業務での色分けといいますか、そういうことを考えての救急業務なのか。

もうひとつは、医師不足の関連で救急車が患者さんを搬送するのに、俗に言うたらい回しのものがニュースに出ることがあるのですが、今までに南魚沼消防管内では救急業務でそういう事例はあるのかないのか。意外とスムーズにそれぞれの受入病院に搬送されているの

か。その2点についてお願いします。

消 防 長 1点目の質問でございますが、高規格救急車と普通救急車があります。将来はすべて高規格救急車にしていかなければならないということで、今までの従来的一般型の救急車については、更新年度によって整備をしていくということでございます。ですので、今のところ一義的に最優先して出動させるのは、高規格救急車で出動をさせております。その中にはもちろん救命士も同乗しております。

では、今、すべての救急出動に救命士が同乗できるかということ、まだまだ救命士の数も不足でございますので、今後すべての救急車には救急救命士が同乗するような体制を作っていかなければならない、というように考えておるところでございます。

次にたらい回しの件ですが、一時昔は結構ありました。今でも全然ないとは言えません。例えば我々がその当番院に運びたかった、運びたい。しかしながら、その専門医がいなかったために、そこではだめで次の病院を探すというような事案はあります。そんなような状況ですが、以前に比べまして、比較的収容率も高くなってきております。

今、南魚ではMC協議会、医師と私どもとそのひとつひとつを、1件の救急事案について検証を行っております。これは果たしてこの処置でよかったのか、この医療機関でよかったのか。そんなものを年に4回ぐらい、医師から受けた中でよりよい救急業務を目指そうというようなことでやっております。以上でございます。

笠原喜一郎君 入札ですけれども、この予定価格というのは辞退をされたということですので、当然事前に公表された中でやったということですよ。そうではないわけですか。

それで先ほどのロータリー除雪車について。この高規格救急車については、地元の六日町にある自動車会社、株式会社を指名したわけですけれども、こちらのロータリー除雪車については県内かな、というふうに思っているわけです。それで辞退をされて1社しか残らなかった中で、では、なぜ新潟県内全域に広げるとかということを考えなかったのか、というふうに私は思うわけですけれども、そこをちょっとお聞きをいたします。

総務部長 入札の形態でございますが、工事の場合は120万円以上は、今は全部予定価格は事前公表でございます。こうした物品購入等につきましては、まだ非公開にしております。といいますのは、今社会的にももの値段というのがカタログの値段があって、その定価があって、その値引き後の値段があるというようなことで、なかなかきちんとした値段をおさえることが難しいというようなことでございます。普通の事務用品、簡単なものでも、スチール用品の書棚とかでも、大体4割引などといっているのが普通のような状況でございます。したがって、この予定価格を先に事前公表しますと、物品購入の場合は、どうしても高上がりのところでおさえられてしまうというようなことから、事前公表は今のところまだしておりません。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

それから指名の考え方でございますが、除雪車の方につきましては、いろいろメンテの関係もあったり、地元でもそうした除雪機械の修理等でやってもらっている業者もいるわけです。そういう部分ではそうした業者も入れて、極力地元にとりつけて地元経済の活性化につな

がればというようなことで指名させていただきましたが、明示されてありますように、地元のところからはとても太刀打ちできるような差は出せないというようなことで辞退が出されております。

今回もそういうことでしましたが、高規格救急車につきましては、日産、トヨタ、三菱ぐらいのところ、あとほかのメーカーは作っていないというようなことであります。そういう中でさせてもらったのですが、トヨタ以外のところでは車体価格が今は非常に高騰していて、ちょっと応札できないというようなことで辞退があったところでございます。これらも一応、除雪車と比べて価格もかなり低くなっておりますので、そういう部分で市内だけの扱っている、それから今まで指名実績のある会社を選ばせてもらって、指名をしたという状況でございます。

1社でございますが、これは一般競争入札の場合は1社でも公告して「よし、やろう」という人が手を挙げて申し込むわけですので、そこでの競争性が働くというようなことで1社でもいいのです。が、指名競争入札の場合は、1社になった場合いろいろ問題点があるというようなことで、かなり課題を掲げられている取り扱いの事例です。

いろいろ私どもで調べさせてもらったのですが、一応市の入札要項とかあるいは財務規則等で、指名の場合、1社になった場合は入札はしないというような、そういう取り決めがあればそれによるということになっております。あるいは指名通知に、1社になった場合は入札はしないというようなことで、きちんと相手方に示してあればそういうことでやりますが、たまたま今回、市の方のいろいろの規定の中にはそういう規定が載っていなかったし、それから指名通知にもそういう事項は載せないで、今までどおりのような形でやってしまったというようなことです。そうした場合は事例集からしますと、入札をなさい、ということになっておりまして、そういうようなことで今回1社になりましたが、指名で1社になったのですけれども、入札を執行させていただいたということでございます。

笠原喜一郎君 経過はわかりました。しかし、やはり入札の中で同じもう決まっているわけですから 高規格救急車という部分で決まっているわけですから、それをできるだけ安く購入する努力というのは、私はやはり必要だと思うのです。それで1社しかなかった場合に、これは今、六日町だけを、ある程度市内だけを対象に指名をされたわけですが、ではもう少しエリアを広げて「どうですか」というような、そういう配慮というのは私はあつてしかるべきかなというふうに思うわけですが、そこをもう1回だけお聞きをいたします。

総務部長 この辺の考え方でございますが、一般質問でもいろいろご指摘をされた議員さんもおられました。市内を外して例えば一般競争入札、工事などの場合もそうするか、あるいは経済活動のために市内で限定するか。この辺の考え方というのは非常に重要なところでございまして、外部を入れてやる場合も当然いいですが、そうした場合、外部に全部取られてしまうというようなことになったことをまた想定しますと、なかなか簡単に、では、外部も入れるというようなことが果たしていいのかどうかということは、もうちょっと検討し

た上でないと結論が出せないという状況でございます。そういうところでひとつまたご理解をいただきたいと思います。

笠原喜一郎君　先ほどのロータリー除雪車については、コバリキが落札しているわけです。これは本社は新潟市です。今、部長が言われたような「市内の」という部分は、私はこちらもやはりそうであるならば、それは今言った説明というのは、「ああ、そうかな」という感じ。しかし、片方はやはりそうではないわけです。ですから、先ほど言ったように、仮に1社になったような場合には、部長最初にいいましたけれども、ちょっと中止をすとかというような形で、あるいはもう少し公平性というかそういう入札を実施できるように、今後検討を願いたいと思います。

議長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長　採決いたします。

第73号議案　財産の取得について(高規格救急車)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

議長　昼食のため、休憩といたします。午後の再開は1時15分といたします。

(午前11時50分)

議長　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

なお建設部次長より公務のため、午後2時より早退の届けが出ておりますので、これを許します。

(午後1時15分)

議長　日程第9、第74号議案　工事請負契約の締結について(し尿処理施設大規模改修工事(機械設備))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長　(提案理由の説明を行う。)

議長　質疑を行います。

笛木信治君　1点お聞きします。86.7パーセントということで、しかもこれは予定価格を公表しないで入札したということです。確かにこの入札価格の開きをみてみますとかなりの開きがあるようで、これは逆に言えば、予定価格を公表しない方がまた逆に競争を促せるというようなことにもなるのでしょうか。そこをひとつきかせてもらいたい。

それから分離発注。大きな工事ですから分離発注をやるべきだと思うわけですが、仕事が特殊ですからなかなか分離できないというところがあるのでしょうか、町田建設の方が3,000万円ぐらいのということです。例えばこの工事の内容の中では、貯留槽のように普通の土木技術でもやれるようなものは、分離発注して地元の業者にやらせるということとはできないのか。そこら辺をひとつ。

総務部長　ご質問最初の方でございますが、先ほども申し上げましたように、業界では今、非常に下水道の普及というようなことで仕事がないということで、そういうことからしますとかなり競争性がいけるのではないかと、というような判断に基づきまして、今回だけということでももらいました。

それから新築とかまたいろいろになりますと、どうしてもそのあとの成果品の、有用な成果品を期待するというようなこともありまして、あるいは下請けいじめとかいろいろなことがある、安く課せるばかりではないというような方向も若干ありますので、そういうようないろいろな判断の中で、今回だけはそうさせていただいたということでもあります。改修工事というようなことも兼ね合わせてそうさせていただきました。

それから次の分離発注でございますが、機械設備の方もさらに電気と設備の方に分けて、極力出せるものは地元の方に出せないかという検討もさせていただきました。が、どうしても機械と電気が一体になっておりまして、そこはちょっとできないという、先ほど申し上げました日本環境衛生センターの設計の方ではそういう話でありましたので、建築のみ分離をさせていただきました。中には、できるところはまた下請けか何かで地元も入る部分があるかと思いますが、設計段階ではどうしてもこれ以上の分離ができなかったということでございます。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。

第74号議案　工事請負契約の締結について（し尿処理施設大規模改修工事（機械設備））は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第10、選挙第1号　新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

議長 お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

議長 お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議長 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に和田英夫君を指名します。

議長 お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました和田英夫君を、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました和田英夫君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議長 ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました和田英夫君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長 日程第11、発議第12号 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

若井達男君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 日当を半額にするということですが、このことはこのことでいいのですけれども、こういうふうな話も議会の中でちらちら出ているようなのです。旧塩沢・旧大和町では、例えば議会選出で住宅委員や保育所審議会委員などに出たときに、いくらかの日当が出るわけです。それは議員として日当が出るわけではなく、その審議会委員として日当が出るわけですけれども、旧塩沢や旧大和町では、合併の1年や2年ぐらい前に、議会で選ばれていったものに関しては、日当をいただかないようにしようではないかというふうな条例がありました。

南魚沼市になったらそれは当然あると思っていたら、今まで支給されていたわけですが、そちらの方も見直しの声がどこの何人かからもちらちらと聞かれていますし、その点も今後は考えていくべきではないのかと。同時に、なるべく審議会には議員は出て行かないというふうな頭もあるので、その点の方はどういうふうにお考えされているのか。関連の関



連ですみませんが、よろしくご答弁お願いします。

若井達男君 関連の関連ということですので、私なりの考えを申し上げさせていただきます。確かに個人的に、もしくは数人でそういった話は、合併前から出ておりましたし、合併後の今の当市の中にでも出ております。しかしながら、まだまだきちんとした話には至っておりませんので、やはりこれから牧野議員おっしゃるように各会派、もしくは委員会等でこれらをどういった形にもっていくかというのが、まさに指摘されるとおりの課題であると思っています。そういうことでこれからこれらをひとつ見直すべきは見直し、改定できるところは改定していくということが私の考えでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第12号 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、発議第13号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

種村充夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第13号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、発議第14号 WTO・日豪EPAに関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

南雲淳一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず、原案に反対の意見を許します。

では、次に原案に賛成の発言を許します。

関 常幸君 本発議に対し、賛成の立場でつつじクラブを代表して意見表明いたします。WTOに関する農業交渉は、確か2001年11月に中東のドーハで発展途上国の開発に焦点をおいた交渉をということで開催され、ドーハ開発ラウンドといわれ、2005年の1月1日に決着をみるということでスタートいたしました。

WTOに加盟している国は現在150の地域、国があり、それぞれの国の利益利害がからみ、期間の延長や様々な紆余屈曲の中で、昨年7月にこのWTO農業交渉が凍結されたことは、記憶に新しいことでもあります。

日本は世界一の輸入国であり、韓国、ノルウェー、スイス等の輸入国10カ国で組織する、連携をして、輸出国であるアメリカ、EU、オーストラリア、ドイツ、ブラジルの輸出国5カ国と精力的な交渉をしてきておりますが、その輸出国主導型で日本は2004年7月に大枠の合意を形成いたしました。モダリティを形成いたします。このモダリティというのは農業補助の基準を緩めていこう、関税率を何年後に何パーセントにしていこうというふうなものが、2004年7月に大枠で合意されたわけでありまして。

それから2005年に入り、輸出国5カ国に日本が加わって、けんけんがくがくの協議がなされました。今まで日本が主張してきておりました、多様な農業が共存するということの主張が一部認められましたが、重要品目の数とか関税率の上限の取り扱いをめぐって、それ

も2005年には、大枠そのものも合意に至らなかったというふうな経過が出てきております。

そして昨年でありますけれども、公式、非公式を問わず様々な合意、会議がなされてきており、輸出国5カ国の中でもアメリカとEUの対立、それに対して輸出国でありますブラジル、インドも三すくみの対立、そこに輸入国であり10カ国の日本が加わって、そして今、発展途上国でありますACPというアフリカ、カリブ海太平洋諸国の皆さんが、上限関税率の考え方に異議を申し立てたわけだから、昨年の7月に凍結になったというふうな経過になってきております。

今、そのWTOが開催されようとしておりますが、今現在、日本は関税のおかげで341円、778パーセントという関税がなされており、そのことで、こうして稲作がされているわけであります。今、中国の米は1キロあたり単粒の精米で、幅がありますが大体70円ぐらいであります。その70円に341円ですので411円。それに金利とか利ざや等、経費が入ってきておりますので、外国から米が入ってきていない。MA米を除いては入ってこないというふうな現状になっているわけですが、今、提案者が話されましたように、7月末にはモダリティの合意ができそうになっている。この6月12日には、全国の農業者の代表が東京に集まって反対決議をしてきている。明日、ドイツでは輸出国5カ国、アメリカ、EU、オーストラリア、デンマーク、ブラジル、インドに日本の閣僚が集まって具体的な相談に入るといふ、大変な局面にきているわけであります。

今、アメリカは75パーセント、他の輸出国は100パーセントの関税を、とっておりますので、そうすると今の日本の関税率が10分の1に下がるわけであります。さらにアメリカは重要品目にも関税をかける。また、上限関税も適用としているという、大変な状況になってきているわけでありますので、仮にアメリカ提案が通れば、米60キロ、1俵は5,000円くらいになるというふうに試算が出ておりますし、現在米だけは自給率100パーセントであります。そうなりますと30パーセント台になる。大変な日本農業の壊滅状態になるというふうなことが、局面にきているわけであります。

日本の稲作はまさに文化であり品格そのものです。稲作が消滅すれば日本も消滅するのではないかと、いうふうに私は思っております。ぜひ議員各位の力強い応援をお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

阿部久夫君 賛成討論をさせていただきます。発議第14号 WTO・日豪EPAに関する意見書の提出について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。今回は産業建設委員長ではなく、こぶし会の代表として意見を言わせていただきたいと思います。

このWTOにおきましては、塩沢の議会のときから常に議会があるごとに、請願陳情をあげて意見書を提出してきました。この南魚沼市議会になっても常にこういった農業問題に対しては、請願陳情はあがってそうして意見書をしてまいりました。

今回、この議会が始まる前に請願があがっていなかったことは、ちょっと残念でありました。しかし、議運の計らいでこうした発議がされましたことに対して、議運並びに南雲議員

から意見書が出されたことに対しては、ありがたいとつくづく感じているところでございます。

先ほど何でこのE P A、W T Oは、これほどのこういった意見書を出さなければならないかということは、提出者の南雲議員や関議員からも指摘がありました。この関税を引き下げるということは、日本の農業が壊滅すると。常に新聞報道またテレビ等でも言われております。私も委員長としてことあるごとに、このことに発言をしてまいりました。

もし、日豪E P Aについては妥協するのであれば、日本の農業は壊滅する。重要品目においては8,000億円、その関連産業においても3兆円の規模が被害を受ける、というふうに言われています。

さらにはこの農業就業人口が5.5パーセント減って、約370万人が失業されるともいわれております。自給率におきまして、今、日本の国は40パーセントの自給率でございます。これは12パーセントになると言われております。そうなってきますと、今、作っている田畑は荒廃してきます。そうなればもちろん環境問題に大きな影響を与えてきます。どれをとっても日本の農業においては、それこそ、これからの若い人たちが農業を背負って立つに、大きなダメージどころではありません、本当に壊滅的になるのです。

やはりここは、私たち議員は一丸となって意見書を提出し、きちんとした対応をしていただきたいと、そういう態度を取るべきだと思っております。私はそうしたことから、常にこのW T O、日豪E P A・F T Aに関しては積極的に応援していくべきだということの立場から、賛成討論をさせていただきます。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

発議第14号 W T O・日豪E P Aに関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

議長 お諮りいたします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

議長 日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より議会運営について、各常任委員長より所管事務について会議規則第1

04条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成19年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

(午後1時52分)